

岩見沢市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 令和5年8月30日 水曜日 午後2時30分から
午後3時00分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 委員会室1・2

3. 出席委員

| | | |
|----|--------|----------|
| 委員 | 澁谷 豊 | (議席 1番) |
| 委員 | 久保 智則 | (議席 2番) |
| 委員 | 吉成 朗 | (議席 3番) |
| 委員 | 定塚 光晴 | (議席 4番) |
| 委員 | 西村 昭寿 | (議席 5番) |
| 委員 | 東 秋徳 | (議席 6番) |
| 委員 | 松田 幸児 | (議席 7番) |
| 委員 | 千葉 克二 | (議席 8番) |
| 委員 | 川北 敏充 | (議席 9番) |
| 委員 | 長森 睦 | (議席 10番) |
| 委員 | 長井 孝之 | (議席 11番) |
| 委員 | 今野 幸広 | (議席 12番) |
| 委員 | 近藤 良介 | (議席 13番) |
| 委員 | 留木 剛 | (議席 14番) |
| 委員 | 森田 孝洋 | (議席 15番) |
| 委員 | 松永 有平 | (議席 16番) |
| 委員 | 伊藤 俊春 | (議席 17番) |
| 委員 | 山田 辰弘 | (議席 18番) |
| 委員 | 森 一男 | (議席 19番) |
| 委員 | 井川 和也 | (議席 20番) |
| 委員 | 高田 勝彦 | (議席 21番) |
| 委員 | 柿崎 壽恵子 | (議席 22番) |
| 委員 | 高嶋 佳代 | (議席 23番) |
| 委員 | 志賀野 敏 | (議席 24番) |
| 委員 | 杉村 幸浩 | (議席 25番) |
| 委員 | 平 義昭 | (議席 26番) |
| 委員 | 岩瀬 孝雄 | (議席 27番) |
| 委員 | 戸田 憲一郎 | (議席 28番) |
| 委員 | 米内山 裕子 | (議席 29番) |
| 委員 | 引頭 一宏 | (議席 30番) |

| | | |
|----|-------|---------|
| 委員 | 瀧本勝範 | (議席31番) |
| 委員 | 黒島勝美 | (議席32番) |
| 委員 | 坂野博之 | (議席33番) |
| 委員 | 尾田憲朗 | (議席34番) |
| 委員 | 日笠和良 | (議席35番) |
| 委員 | 佐々木利夫 | (議席36番) |

4. 事務局出席

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 土井盛慈 |
| 振興係長 | 船戸崇之 |
| 振興係 | 若林宗洋 |

5. 事務局欠席

| | |
|------|------|
| 農地係長 | 森田佳章 |
|------|------|

土井局長

皆様お揃いになりましたので、本総会の欠席委員報告と先月第7回総会議案の訂正についてご説明させていただきます。

最初に欠席委員報告です。本総会における欠席委員はおりませんが、近藤委員が所用により遅れるとの連絡がありましたことから、現時点の出席者数は35名となっております。なお、総会後の作柄状況調査は、澁谷委員と柿崎委員と引頭委員が都合により欠席となっております。

また、事務局においては、森田農地係長が欠席していることから、振興係の若林主事が代理出席しております。

次に先月第7回総会議案の訂正についてでございます。

既に机上配布させていただきましたが、先月の総会議案8頁「農地法第3条の許可申請」において、

、お手数をお掛けいたしますが、先月の議案8頁の差し替えをお願いいたします。

私からは以上でございます。

日笠代理
議長

只今より、令和5年 岩見沢市農業委員会 第8回総会を、開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号1番 澁谷委員、2番 久保委員をお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告4件、議案9件となっております。

会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号 農業委員会の動向については、記載のとおりですので、ご一読願います。

8月2日に南空知農業委員会連絡協議会がありまして、会長に月形町農業委員会会長の渡辺会長、副会長に南幌町の鍋山会長、美唄市の畑会長、理事に私、佐々木がなっております。

それと、空知農業委員会連合会で会長に深川市の会長が再任されております。副会長に月形町の渡辺会長がなりまして、副会長にもう一名滝川市の木幡会長がなっております。あとはご一読願いたいと思います。

日程4、報告第2号 旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について を上程いたします。

説明を求めます。

土井局長
議長

議長、事務局長。

事務局長。

土井局長

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することをご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の上の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借30番外3件の賃貸借権の設定です。

次に、同ページ下の表に記載の所有権移転は、一般分で、所有権78番外1件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第137号で令和5年7月21日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。
日程5、報告第3号 照会不動産に係る回答について を上程いたします。
説明を求めます。

若林主事
議 長
若林主事

議長、振興係担当。
振興係担当。

総会議案5ページ、報告第3号 照会不動産に係る回答について をご説明申し上げます。

今回の件数は2件で、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。
内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。

まず、総会議案6ページ、照会番号1、文書番号 日記第28号、照会年月日 令和5年7月6日です。

まず、農地性ですが、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可の有無については、昭和54年10月13日付けで農地法第5条の転用許可がされていることを確認いたしております。建物建築の制限は、容積率60%、建ぺい率40%、日影制限ありで、都市計画区域内の、第1種低層住居専用地域となっております。

次に、総会議案7ページ、照会番号2、文書番号 日記第32号、照会年月日 令和5年8月1日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、一部には昭和45年に住宅が建築されており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可の有無については、無いものと確認しております。建物建築の制限は、容積率60%、建ぺい率40%、日影制限ありで、都市計画区域内の、第1種低層住居専用地域となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくご説明申し上げます。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

議 長

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程6、報告第4号 現況証明書の交付について を上程いたします。説明を求めます。

若林主事
議 長
若林主事

議長、振興係担当。
振興係担当

総会議案9ページ、報告第4号 現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の
願い出件数は岩見沢地区1件です。

総会議案10ページ、整理番号1番です。

申請地は、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は、平成7年7月1日、S造4超構造倉庫が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくご説明申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程7、議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について を上程いたします。

説明を求めます。

土井局長
議 長
土井局長

議長、事務局長。
事務局長。

それでは、総会議案12ページ、議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。

総会議案13ページ、整理番号1番、整理番号2番については、他の農業者に貸し付ける

ことから解約するもので、8月4日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に総会議案13ページから15ページ、整理番号3番から5番、整理番号7番から10番については、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業に参加することから解約するもので、8月4日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に総会議案14ページ、整理番号6番については、現他貸し付けている農地を借主に譲り渡すことから解約するもので、8月4日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に総会議案15ページ、整理番号11番については、双方の都合により解約するもので、8月4日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程8、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について を上程いたします。

船戸係長 議長、振興係長。

議長 振興係長。

船戸係長 それでは、総会議案16ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案17ページ、別紙1の整理番号1番から5番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程いたします。

ここで、XXXXXXXXXXの議事参与を制限します。

それでは、総会議案19ページ、整理番号1番について説明を求めます。

若林主事 議長、振興係担当。

議長 振興係担当。

若林主事 それでは、総会議案18ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は3件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が2件、賃借権の設定が1件でございます。

総会議案19ページ、整理番号1番、に記載の譲渡人は、高齢で後継者もなく、耕作困難なため所有する農地を有償で譲り渡すもので、譲受人は、現在借り受けている申請地を有償で譲り受け、経営の安定を図るものです。価格は、XXXXXXXXXXです。

なお、申請地は8月10日に松永委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

若林主事
議長
若林主事

ここで[]の議事参与の制限を解除いたします。

それでは、残りの案件について説明を求めます。

議長、振興係担当。

振興係担当。

議案同ページ、整理番号2番に記載の譲渡人は、所有する農地を無償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

なお、申請地は8月10日に森田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号3番に記載の貸主は、耕作困難なため、営農可能な法人へ有償で貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、農業を開始するものです。

価格は、[]です。

なお、申請地は8月10日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程10、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の取り消しについて、日程11、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について を上程いたします。関連がありますので、一括して説明を求めます。

若林主事
議長
若林主事

議長、振興係担当。

振興係担当。

総会議案20ページ、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の取り消し について、ご説明いたします。

この件につきましては、令和5年6月30日開催の第6回総会におきまして、農地法第4条の規定による許可申請についてご承認をいただき、北海道へ許可申請を行ったところでございますが、申請者の代理人より農地の区分について、農振編入後の申請としたい旨連絡がございましたので、一度この許可申請を取り消し、再度許可申請を行うものです。

続いて、総会議案23ページ、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

先ほどご説明した再申請分で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案24ページ、訂正箇所についてご説明いたします。

訂正箇所は「一般許可基準」及び「農振法関係」の欄です。当初この欄につきましては、申請時「第1種農地」と記載しておりましたが、「農用地区域内にある農地」に変更し、「農振法関係」を農用地区域内と訂正するものです。

訂正箇所は以上であり、その他の内容については当初の申請から変更はございませんので、再度ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、許可相当との意見を付して、知事に提出することに決定いたします。

日程12、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

若林主事
議長
若林主事

議長、振興係担当。

振興係担当。

総会議案26ページ、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に ついて、ご

説明いたします。

申請件数は2件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案27ページ、整理番号1番については、貸主は、借主の要望により自身が所有する農地を貸し付けるもので、借主は、規模拡大、農業機械の大型化により、現在の敷地では手狭なため、申請地を借り受け、農業用倉庫の建築、堆雪場・通路の造成を行うものです。

申請地は、農振農用地区域の農業用施設の用途が定められており、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

なお、申請地は、8月10日に周辺農地の利用状況等を含め、澁谷委員、久保委員、高田委員にご確認いただいております。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番、につきましては、借主は、現在借り受けている農地の一部に、営農型太陽光パネルを設置するため、パネルの支柱部分について転用し、パネル下部の農地で営農を継続することを目的として、令和4年10月の農業委員会総会でご審議をいただき、令和4年11月4日付け空農務第2018号指令で転用許可を受けております。

申請理由は、事業実施にあたり当初予定していた資材のコストが大幅に上昇したため、使用する資材を変更しコストを抑えた結果、使用する支柱の面積が縮小したことに伴い転用面積が変更となりますので、変更承認申請を行うものです。

変更は、農地転用事業完了に必要と認められ、事業計画を変更することによる周辺地域おける環境・農業等に及ぼす影響は変更前と同じであり、許可相当であり、やむを得ないものと認められます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、許可相当との意見を付して、知事に提出することに決定いたします。

日程13、議案第7号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出について上程いたします。

この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第1地区の説明をお願いいたします。吉成常任委員長。

吉成委員長 第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案30ページから31ページ、賃貸借34番から35番の貸主は、遠隔地に居住し後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案32ページ、所有権36番の貸主は、他産業に従事しており耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに 決定いたします。

吉成常任委員長は自席にお戻りください。

次に第2地区の説明をお願いいたします。森常任委員長。

森委員長 第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 33 ページから 34 ページ、所有権 80 番から 81 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

森常任委員長は自席にお戻りください。

次に第 3 地区の説明をお願いいたします。山田常任委員長。

山田委員長 第 3 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 35 ページ、所有権 82 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、相続を受けた農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 36 ページ、所有権 83 番の譲渡人は、後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

山田常任委員長は自席にお戻りください。

日程 14、議案第 8 号、現況証明について を上程いたします。

今月は、全地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。まず、岩見沢地区について説明をお願いいたします。澁谷担当委員。

澁谷委員 それでは、総会議案 37 ページ、議案第 8 号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。

去る、8 月 10 日に、久保委員、高田委員と わたくし澁谷、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。 今回の岩見沢地区の調査件数は 1 件です。

まず、総会議案 38 ページ、整理番号 1 番の申請地は、昭和 53 年 7 月 7 日より宅地として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、砂利が敷かれ宅地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。澁谷委員は自席にお戻りください。

次に、北村地区について説明をお願いいたします。志賀野担当委員。

志賀野委員 それでは、北村地区の説明をいたします。

去る、8 月 10 日に、今野委員、尾田委員と わたくし志賀野、事務局若林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。 今回の北村地区の調査件数は 1 件です。

まず、総会議案 38 ページ、整理番号 2 番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用している との内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が北村地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。志賀野委員は自席にお戻りください。次に、栗沢地区について説明をお願いいたします。松永担当委員。

松永委員

それでは、栗沢地区の説明をいたします。

去る、8月10日に、定塚委員、長森委員と わたくし松永、事務局小林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は1件です。

まず、総会議案38ページ、整理番号3番の申請地は、年月日不詳ですが、宅地として利用している との内容で、現地を調査した結果、申請地は、樹木が自生する等、雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。松永委員は自席にお戻りください。

日程15、議案第9号 農地中間管理機構による農用地の買入協議要請について を上程いたします。説明を求めます。

若林主事

議長、振興係担当。

議長

振興係担当。

若林主事

議案第9号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。

議案41ページから44ページ、整理番号1番から14番の土地所有者によるあっせん申し出につきましても、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要性がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社への農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。事業区分といたしましては、全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認し、岩見沢市長に対し、農地中間管理機構である北海道農業公社への農用地の買入協議の通知を行うよう要請することに決定いたします。

次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。農政委員長。

干場委員長

農政委員会より、「いわみざわ農業委員会だより No.19」の発行について報告いたします。

去る8月8日に農政委員会を書面により開催し、内容を精査してまいりました。

お手元に配付した農業委員会だよりの冊子をもとに、ご説明いたします。

今回は、第25期の農業委員の皆様が任命されましたので、いち早く顔ぶれをお知らせするため、9月臨時号を発刊することになりました。

まず表紙ですが、今年の大豆の防除作業と栗沢クッタリ地区基盤整備の写真をのせております。

次に2ページから3ページです。

地区常任委員会ごとに、第25期農業委員の皆様の顔写真と担当地区をのせております。

「気軽にご相談ください。」と記載しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

最後の4ページは、会長就任の挨拶や退任委員のお名前とお礼をのせております。

以上が冊子の内容でございます。

今後ですが、農家への配布については、先日いわみざわ農協及び峰延農協にご協力をお願いしております。9月のJA広報配付と同時に各戸配付される予定になります。

また、改良区、共済組合など関係する機関にそなえ置いてもらうことにしており、市ホームページにおいても前回に引き続き掲載いたします。

議 長

以上、農政委員会からの報告でございます。

次に、来月9月の総会ですが、9月28日(木)午後3時00分から、市役所4階 委員会室で開催いたします。

来月9月の現況証明願いの現地調査は、9月11日(月)午後1時30分からの実施の予定といたします。

指名委員につきましては、6番 東委員、9番 川北委員、13番 近藤委員、15番 森田委員、17番 伊藤委員、18番 山田委員、19番 森委員、33番 坂野委員、35番 日笠委員となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。